

三重県中小企業・小規模企業振興条例

平成26年3月27日条例第5号
改正 令和2年3月24日条例第27号

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増す中、情報通信技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造が著しく変化しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、今後、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる。

今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮するとともに、知恵、知識及び技術を積極的に取り込み、それらを組み合わせ又はつなぎ直すことで、新たな価値を創出し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、職場環境の整備、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、海外への進出及び海外の企業との連携、情報通信技術の活用、防災・減災対策など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義)

第二条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（次項に規定する小規模企業を除く。）とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念（以下この条及び第四条から第十二条までにおいて「基本理念」という。）の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。
- 3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第一項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。
- 4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第三条に規定する商工会（第十五条第二項において「商工会」という。）、同法第五十五条の二に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）第六条に規定する商工会議所（第十五条第二項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七十条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第七条第一項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第一条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。
- 5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第三条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることが旨としなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第十五条第一項及び第二十一条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第二項及び第十条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第二項及び第十一条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

（中小企業・小規模企業の主体的な努力）

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第六条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携

し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業に関する団体の役割)

第七条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第八条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第九条 高等教育機関(学校教育法第八十三条に規定する大学及び同法第一百五十五条に規定する高等専門学校をいう。第十七条第一項及び第二十二條第二項において同じ。)は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第十条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第十一条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(県民の理解及び協力)

第十二条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興)

第十三条 県は、ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化(工業製品の付加価値を高めることをいう。)並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化)

第十四条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)第二条第一項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。)及び地場産業(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第二条第二項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業に対する支援)

第十五条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重県版経営向上計画の認定等)

第十六条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要
- 二 経営の向上に係る事業の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。
- 二 計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第一項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業（以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。）が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第一項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 一 第一項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第一項の認定を受けたとき。
- 二 中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

(人材の育成及び確保)

第十七条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(職場環境の整備)

第十八条 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(資金供給の円滑化)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業及び第二創業の促進)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企

業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この項において同じ。)を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第二十一条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

第二十二条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流(中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。)の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の活用)

第二十三条 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(防災・減災対策等への支援)

第二十四条 県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害(以下この条において「災害等」という。)が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の提供及び顕彰)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

(みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等)

第二十六条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十七条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。